

平成 25 年 2 月 1 日  
杜の都信用金庫

## 中小企業等の金融円滑化への取組み に関する業界申し合わせについて

信用金庫業界の中央団体である一般社団法人全国信用金庫協会は、  
中小企業金融円滑化法の期限到来（平成 25 年 3 月 31 日）後も、お客  
さまに安心してお取引を継続していただけるよう業界の対応方針を明  
確に示すべく、別紙のとおり、中小企業等の金融円滑化への取組みに  
関する業界申し合わせを行いました。

当金庫といたしましても、本申し合わせの趣旨に則り、適切に対応し  
ていく所存でございます。

お気付きの点などございましたら、何なりとお気軽にご相談ください  
ますようお願い申し上げます。

以 上



杜の都信用金庫

(別紙)

平成 25 年 2 月 1 日  
一般社団法人全国信用金庫協会

## 中小企業等の金融円滑化への取組みについて

我々信用金庫の事業基盤である地域経済は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、我々信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んできた。

我々信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存である。

したがって、当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはない。

我々信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいくことをここに申し合わせる。

以 上